

教育文化常任委員会

令和5年6月12日（月）

教育文化常任委員会

定例会名 令和5年第2回定例会
招集日時 令和5年6月12日(月) 午後2時00分
招集場所 第3会議室

出席委員 7名

委員 長	伊藤 裕一
副委員 長	高嶋 基樹
委員	杉森 弘之
〃	藤田 尚美
〃	甲斐 徳之助
〃	大森 和夫
〃	水梨 伸晃

欠席委員 なし

出席説明員

教育部 長	吉田 茂男
教育委員会次長兼 教育企画課長	吉田 充生
教育委員会次長兼 スポーツ推進課長	高橋 頼輝
文化芸術課長	木本 拳周

議会事務局出席者

書 記	宮田 夏海
書 記	椎名 紗央里

令和5年第1回牛久市議会定例会常任委員会議案付託表

○ 教育文化常任委員会

議案第 30号 牛久市文化財保護条例について

意見書案第1号 特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書の提出について

請願第 4号 小中学校の学校給食費無償化と地場産食材の拡充を求める請願書

午後 1 時 5 9 分開会

○伊藤委員長 定刻より 1 分早いですが、皆様おそろいですので、ただいまから教育文化常任委員会を開会いたします。

さきの臨時会で委員長互選の結果、私、伊藤が委員長に就任いたしましたので、よろしくお願いたします。公正、公平な立場でしっかり審議をできればと思いますので、今後ともよろしくお願いたします。

また、副委員長には高嶋委員が就任いたしましたので、御挨拶をお願いたします。

○高嶋副委員長 副委員長の高嶋と申します。しっかりと委員長を支えながら進行していければと思います。どうぞよろしくお願いたします。

○伊藤委員長 次に、改選後初めての委員会ですので、新しい委員を御紹介いたします。

杉森委員です。藤田委員です。甲斐委員です。大森委員です。水梨委員です。

次に、執行部におかれましても新年度の人事異動等もございましたので、説明員の方にも、教育部長から順に所属とお名前をお願いたします。

○吉田教育部長 教育委員会教育部長、吉田でございます。よろしくお願いたします。

○吉田教育委員会次長兼教育企画課長 教育委員会次長兼教育企画課長、吉田です。よろしくお願いたします。

○高橋教育委員会次長兼スポーツ推進課長 教育委員会次長兼スポーツ推進課長の高橋です。よろしくお願いたします。

○木本文化芸術課長 教育委員会文化芸術課長の木本です。よろしくお願いたします。

○伊藤委員長 ありがとうございます。書記として、宮田さん、椎名さんが出席しております。

本委員会に付託されました案件は、

議案第 30 号 牛久市文化財保護条例について

意見書案第 1 号 特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書の提出について

請願第 4 号 小中学校の学校給食費無償化と地場産食材の拡充を求める請願書

以上 3 件であります。

なお、会議録を作成しますので、マイクを使用して発言していただきますようお願いたします。また、執行部におかれましては、所属を述べた後に議案説明、答弁等をお願いたします。

これより議事に入ります。

議案第 30 号、牛久市文化財保護条例についてを議題といたします。

議案第 30 号について、提案者の説明を求めます。文化芸術課長。

○木本文化芸術課長 文化芸術課長の木本です。よろしくお願いたします。

議案第 30 号は、牛久市文化財保護条例についてであります。

本件は、文化財及び文化財に準じるもののうち、地域に伝え残され及び親しまれているもので、保存及び活用の必要があるものを、牛久市認定市民文化遺産として認定できる制度を新設するとともに、文化財保護審議会について規定するほか、所要の改正及び規定の整備を行うものであり

ます。あわせて牛久市文化財保護審議会条例を廃止するものであります。

以上です。

○伊藤委員長 これより議案第30号に対する質疑及び意見を行います。質疑及び意見のある方は御発言願います。甲斐委員。

○甲斐委員 それでは、よろしく願います。

まず、管理は所有者とありましたけれども、市の指定の保存活用となると経費負担が発生してくると思われまけれども、そういった際でも運営とかの経費負担は所有者負担で行っていくのかというのが1点であります。

2点目、この計画の市民への周知はどのようにされていくのかお尋ねします。

3点目といたしまして、担当、専門職等、そういった職種は設けていくのかというのが3点目。

4点目といたしまして、認定数を、今現段階で構わないんですけれども、どれくらい見込んでいるのか。

最後に、申請は個人でも団体でも受け付けていくのか、確認していくのかということで、以上5点の質問をさせていきたいと思っております。

○伊藤委員長 文化芸術課長。

○木本文化芸術課長 今、御質問いただいた件についてお答えさせていただきます。

まず、経費の所有者負担につきましてですけれども、今回、新たに新設させていただきます認定市民文化遺産につきましては、基本的には所有者の負担でという形で考えております。その上の指定文化財等につきましては、市の補助要綱もございますので、そちらのほうで対応させていただきたいと思っております。

2番目の市民への周知活動につきましては、基本的には市の広報紙等、あとSNS等を使って周知させていただきますけれども、こちらで把握している候補になり得るところにつきましては、我々からもお声がけさせていただく場合があるかと思っております。

3番目の担当、専門職などを設けるのかという御質問につきましては、基本的には新たに担当を設けることは考えておりませんが、既存の学芸員等がおりますので、そちらで対応していきたいと考えております。あと、必要に応じて文化財保護審議会の先生等もいらっしゃいますので、そちらに意見等をお聞きしていく形になるかと思っております。

4番目の認定数につきましては、現段階で見込んでいる数字というのはございませんけれども、最初の認定で2から3ぐらいかなと個人的には考えております。

5番目の申請は個人でも団体でもよいのかという御質問ですけれども、基本的には認定される文化財、文化遺産によるものだと思います。団体でしかなし得ないものに対しては団体になりますでしょうし、個人で、例えば建物とか個人の財産等を認定していく場合については個人での申請も可能かと考えております。

○伊藤委員長 甲斐委員。

○甲斐委員 ありがとうございます。何点か、確認の再質問をさせていただきます。

まず、認定数をどれくらい見込んでいくのかというところで、現時点で考えていないというこ

とでしたけれども、観点を変えてみますと、全協でもちょっと話が出ていたと思うんですけども、どういったものが保存の対象のものになってくるのか、具体例があればお示しをいただきたいなと思います。

それと、経費なんですけれども、認定されたものに対して所有者の負担でということだったんですが、それですと、今後やっていく中で、市が認定をして個人のを指定した上で、なかなか、やってあげているのにとこのような感覚が出てきちゃうと思うんですよ。そういうお声が出てきたときに、それでも認定はするけれども、あくまで所有者のほうで維持管理等の経費は見てくださいとやり続けるのかどうなのか、その辺も含めて2点再質問させていただきます。

○伊藤委員長 文化芸術課長。

○木本文化芸術課長 文化芸術課、木本です。先ほどの再質問についてお答えさせていただきます。

認定数、最初の認定の対象についてですけれども、基本的には我々が今最初に想定させていただいているのは、地域に残るお祭りとか、そういう無形の文化遺産を最初の対象とさせていただきたいと考えております。コロナ禍で人が集まったりするのがなかなか難しい世の中でしたので、全国的にお祭りとかそういう無形文化遺産が全国的になくなっていく傾向があることから、そういうものを保護していきたいという観点で、今回、制度を創設したといういきさつがございますので、基本的にはそういうものを対象としていきたいと考えております。

2つ目の経費の御質問に関してですけれども、現段階では経費の補助的なものについては考えておりませんが、ほかで同じような制度を導入している自治体も全国にありますので、そういうところの状況等を調査しながら、あとは認定させていただいた団体さん等の意見を聴取しながら、今後については調査研究していきたいと考えております。

以上です。

○伊藤委員長 甲斐委員。

○甲斐委員 課長のお話ですと、他市の自治体の事例を確認するということでありましたけれども、実際私も調べてみたんですけども、静岡県島田とか、お隣龍ヶ崎、九州太宰府等、市民遺産制度で、実際、遺産の保存活用に対して支援の助成金を設けている実例があります。それを踏まえた上で、今後活動していく中で費用は発生すると思うんですよ。その場合でも検討はなさらない、それとも、しないということで、一旦この場のお答えを聞いておきたいと思います。お願いします。

○伊藤委員長 文化芸術課長。

○木本文化芸術課長 経費の負担につきましては様々な御意見があるかと思っておりますので、我々のほうでも他市町村の事例を既に集めて、どのような形がいいのかというのは少しずつ調べ始めておりますので、今後、認定していった団体等に聞き取りを行いながら、今後については検討させていただきたいと思っております。

○伊藤委員長 甲斐委員。

○甲斐委員 ありがとうございます。ということは、今現段階では所有者負担で経費を見てい

くという話であるけれども、今後のケースにおいては、検討するしないしは経費負担を助成していくお考えもあるということで、最後なんですけれども、質問させてください。

○伊藤委員長 文化芸術課長。

○木本文化芸術課長 現段階では考えていないというか、そういう制度になっておりませんが、経費負担の補助につきましては今後調査研究させていただきたいと考えております。

○伊藤委員長 大森委員。

○大森委員 大森です。条例第2条4項で、貝塚、古墳、城跡等、文化財に学術上価値の高いものという表現がございます。国の法律関係等々で、やはりそういった土地関係の所有については、発掘調査について、入ると基本的には個人負担で全て報告するというのが全国的なところで聞いているんですけれども、やはりこういうものが発見されると、事実とか、報道でもありますけれども、工事業者が、文化財が見つかったらとまずいので、壊しちゃって埋めちゃうという事例が過去にはたくさんあったということと、今後、発掘調査の経費、維持管理経費もそうですけれども、そういうものがまだ全国的には公費負担になっていないという問題も今後考慮していただくということと、小坂城址のところも行きましたけれども、教育の看板もちょっとあったようで、なぜか小坂城址というネーミングも看板がなかったのと、史跡の説明の看板もなかった。あと近隣でいいますと岡見城址というところもあったかと思うんですが、そこも案内の看板がなくて、私も降りてそこにたどり着こうという気もあったんですけれども、看板もなかったのもそれ行けなかったというところがございます。城址とか城跡についても、歴史的に言えば山城で石積みもなくて土壕があって掘っただけという、城のレベルもいろいろあるかと思うんですが、地図上そういう城址という表示がなされている文化財が、今後きっちり整備して維持するというのも大変ですけれども、せめて文化財としてのPR等、史跡、今ブームですので、そういう方に案内する観光ルートの検討もさせていただきたいですし、今現在のそういうPRや、現地の案内看板もなかったことについても、今後検討させていただきたいという意見でございます。

以上2点です。よろしく申し上げます。

○伊藤委員長 文化芸術課長。

○木本文化芸術課長 最初の埋蔵文化財の工事費負担のことにつきましては、牛久市の場合は、個人の住宅等に関して、埋蔵文化財の調査等につきましては国庫補助金を活用させていただいておりますので、極力個人の負担がないような形で実施はさせていただいております。

2番目の城址等の看板等PRにつきましては、基本的に、現在文化財の案内看板等につきましては指定文化財のみ設置されているような状況でございます。なかなか民地で看板の設置等、あと、牛久市の公共サインの計画等にのっとって看板等は設置させていただいておりますけれども、多額の経費等がかかりますものですから、基本的には指定文化財のみの設置という形でやらせていただいておりますけれども、それ以外の文化財等につきましては、牛久市文化財ガイドマップ等を配布させていただいて、周知PRをさせていただいております。看板の設置等につきましては様々な御意見等ありますので、そちらについても今後どのようなやり方がいいのかというのは調査研究させていただけたらと思います。

以上です。

○伊藤委員長 ほかに質疑及び意見はございませんか。杉森委員。

○杉森委員 条例の最初の1ページのところに、牛久市文化財保護条例を別紙のように制定するというふうになっているんですけども、次のところで全部改正という形になっているわけですよね。そのところの、全部改正イコール制定という意味合いでそういう名称を使ったのか、その辺の説明をお願いしたいと思います。

○伊藤委員長 教育委員会次長兼教育企画課長。

○吉田教育委員会次長兼教育企画課長 私から御説明いたします。

全改正につきましては、恐らく新規制定と同じ扱いとなつて、文言としては「制定する」という表現をしているんだと思います。ごめんなさい、表紙については総務課で作っているので、2ページ以降の条例の本文は担当課でつくりますが、表紙は総務課でつけますので、私の記憶では全部改正と新規制定は「制定する」という表現を使っていたと思います。

以上です。

○伊藤委員長 そのほかに質疑及び意見はございませんでしょうか。

以上で、議案第30号についての質疑及び意見を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 なければ、以上で討論を終結いたします。

これより、付託されました案件につきまして採決いたします。

採決は挙手により行います。

議案第30号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○伊藤委員長 挙手全員であります。よつて、議案第30号は原案のとおり可決されました。

執行部の方は退席されても結構です。

次に、意見書案第1号、特別支援学校・学級等への教員等の適切な配置を求める意見書の提出についてを議題といたします。

意見書案第1号について、意見のある方は御発言を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 以上で、意見書案第1号についての意見を終結いたします。

続いて、討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 以上で討論を終結いたします。

これより、意見書案第1号について採決いたします。

採決は挙手により行います。

意見書案第1号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○伊藤委員長 挙手全員であります。よって、意見書案第1号は原案のとおり可決されました。

次に、請願第4号、小中学校の学校給食費無償化と地場産食材の拡充を求める請願書を議題といたします。

請願第4号について、意見のある方は御発言願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 以上で、請願第4号についての意見を終結いたします。

続いて、討論を行います。水梨委員。

○水梨委員 請願第4号について、賛成の立場から討論をいたします。

国が進める異次元の少子化対策のたたき台が発表されました。その中で、小中学校給食費無償化も検討されています。我が政党日本維新の会も、大阪市では年間約5万円を保護者から集めてきましたが、行財政改革により2020年度からは小中学校の給食費全額無償化が実現しております。

一方、今定例会の同僚議員の一般質問答弁によれば、牛久市では、小中義務教育学校13校、公立幼稚園2園の給食費を完全無償化するためには3.3億円必要ということでした。牛久市としての財源3.3億円をまずどこから捻出するのかを市民の皆様にお示ししてから、給食費無償化を進めていかないといけないと思っております。牛久シャトー、観光事業やふるさと納税、その他企業誘致など事前の財源確保と、国の給食費無償化を待たずに早期に実現することによる牛久市の人口増加による税収増などの政策実現後の財源確保もしっかりと実現していただくよう期待をいたしまして、賛成討論とさせていただきます。

○伊藤委員長 ほかにありませんか。大森委員。

○大森委員 大森です。さきの一般質問でも、私、日本共産党から小中学校の学校給食の無償化を質問させていただきました。市長や担当部課長の答弁では、予算を伴うというところで検討中という残念な回答でした。全国的には、子育て支援政策を住民異動に転入者呼び込みにもなっておりますし、子育て支援が充実している県内の自治体も増えております。牛久市でもぜひ実施して転入者を呼び込み、税収の確保を生む。また、ふるさと納税や、現在の経済状況で法人税や個人事業税等々も増えているところを鑑み、また市の財政剰余金三十数億円を有効活用して、今年度中の補正予算を組んで、すぐ実施せよと市当局には迫ったところでございますが、まだ残念ながら実施の判断はされていないというところでございますが、剰余金を使えばすぐ実現できるというところで、各自治体で半年や単年度決裁というところで実施している県内自治体も多数見受けられます。ぜひそのためにも、牛久市ではできない環境ではないというところで、ぜひ実施していただくために賛成という立場で発言いたします。

以上です。

○伊藤委員長 ほかにありませんか。甲斐委員。

○甲斐委員 反対の立場で討論させていただきます。

まず、国の動向を注視していかなければならないということと、皆さんがおっしゃっているように財源の確保というものをどのように捻出していくかという課題があります。

それと、各自治体において事情が違いますよね。牛久においては自校式という形で特別なスタイルを取っていますので、経費が余計にかかるという部分も判断しなくてはなりません。

とはいえ、国の動向でこの辺の補助金等の流れが変わってくると思いますので、私も政党所属であります、現時点で反対の立場で討論とさせていただきたいと思います。皆様の御賛同をよろしくお願いします。

○伊藤委員長 ほかにありませんか。杉森委員。

○杉森委員 小中学校の学校給食の無償化については、牛久市議会は何度か決議やなんかも出されていることで、大変保護者の方々からも要望は多く寄せられていることだと思います。新たに加えられたのは、地場産食材との拡充をセットに出されたというところが新しい要素かなというふうに思いますけれども、これについても、個別の意見書ですとか決議の中では、地場産食材の問題というのはこれまでも牛久市議会の中で出されてきていることですので、ある意味当然の請願だろうと思いますので、賛成をしたいと思います。

○伊藤委員長 ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 以上で討論を終結いたします。

これより付託されました請願第4号につきまして採決いたします。

採決は挙手により行います。

請願第4号は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○伊藤委員長 挙手多数であります。よって、請願第4号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして本委員会に付託されました案件審査は全て終了しました。

次に、付託案件以外の所管事項について、御意見のある方は御発言願います。杉森委員。

○杉森委員 公共施設の問題について、私も一般質問で取り上げてやったわけですがけれども、執行部の答弁というのかなり十分に練れた答弁ではなかったかなというふうに思うんです。それで、公共施設の運営の問題、そして施設の維持の問題、そしてまたそれを使う側の立場に立った問題、その辺を閉会中に少し取り上げていただきたいなと思っております。

○伊藤委員長 ただいま杉森委員より公共施設の件について、本委員会の所管事務調査とすべきとの意見がありました。

お諮りいたします。公共施設についてを調査事項として本委員会の閉会中の所管事務調査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 御異議なしと認めます。よって、公共施設についてを調査事項として本委員会の閉会中の所管事務調査とすることに決し、議長宛て閉会中の所管事務調査の申出をいたします。

お諮りいたします。

委員長報告書の作成は委員長一任ということで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○伊藤委員長 御異議なしと認めます。よって、委員長報告書の作成は委員長一任と決定いたしました。

これもちまして教育文化常任委員会を閉会いたします。

御苦労さまでした。

午後 2 時 3 0 分閉会